

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 入札説明書に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|-------|---|----|---|-----|-----|-----|------------|---|--|
| 1 | 入札説明書 | 2 | 第2 | 1 | (4) | ④ | | 事業目的 | 「本事業の実施に伴い臭気、騒音、振動、排出物により、空見SRCの周辺住民に対して、悪影響のでない事業とすること。」とありますが、悪影響のでないとは、各種規制基準値を超過しないとの理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書に示す基準値、規制値及び目標値を超過しないことが必要となります。また、事業者提案による値も満足する必要があります。 上記に記載の無い値は、各種規制基準及び環境影響評価書に記載されている事項を考慮してください。 |
| 2 | 入札説明書 | 2 | 第2 | 1 | (4) | | | 事業目的 | 「③・・・見学者への利便性、安全性に対して十分な配慮が行われること。」とありますが、実施方針質問回答No.9で「燃料化施設を、直近で見学いただくことは想定しておりません。」との回答を頂いておりますが、この回答に変更は無いとの理解でよろしいでしょうか | 通常の見学では設備の直近での見学は想定していません。 |
| 3 | 入札説明書 | 3 | 第2 | 1 | (5) | ア | (イ) | 事業概要 | 「・燃料化施設見学者の対応に関する協力」とありますが、実施方針質問回答No.9で「燃料化施設を、直近で見学いただくことは想定しておりません。」、No.17で「見学案内の補助説明や安全管理を協力いただくこととなります。」との回答を頂いておりますが、この回答に変更は無いとの理解でよろしいでしょうか | No9については回答に変更はありません。ただし、No17については、想定外の見学についても、ご協力をいただく場合があります。 |
| 4 | 入札説明書 | 3 | 第2 | 1 | (5) | ア | (ウ) | 事業概要 | 「・燃料化施設見学者の対応に関する協力」とありますが、実施方針質問回答No.9で「燃料化施設を、直近で見学いただくことは想定しておりません。」、No.17で「見学案内の補助説明や安全管理を協力いただくこととなります。」との回答を頂いておりますが、この回答に変更は無いとの理解でよろしいでしょうか | No9については回答に変更はありません。ただし、No17については、想定外の見学についても、ご協力をいただく場合があります。 |
| 5 | 入札説明書 | 4 | 第2 | 1 | (5) | (ウ) | | 運営・維持管理段階 | 運営・維持管理の作業内容を把握するため、「各種申請に関する業務(国の交付金の申請手続き支援を含む。)」に関して、各種申請項目を列記頂けないでしょうか。併せて、上記支援業務以外の項目が生じた場合、費用請求をさせて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 | 燃料化施設の運営・維持管理業務履行に係る必要な諸官公庁及びその他関係機関への届出等の手続きを指します。 燃料化施設に関わる各種申請については、事業者の業務範囲となります。 |
| 6 | 入札説明書 | 4 | 第2 | 1 | (5) | (ウ) | | 運営・維持管理段階 | 運営・維持管理の作業内容を把握するため、「環境影響評価資料作成支援等)」に関して、具体的な作業内容、時期又は頻度を教示下さい。 | 主な内容としては、建設および運営・維持管理業務での状況(車の搬出入台数、振動・騒音などの測定、施設の点検記録など)が分かる管理記録の提供を求めます。環境影響評価資料の提供頻度については概ね3年に1度を想定しております。 |
| 7 | 入札説明書 | 6 | 第2 | 1 | (9) | | | 事業終了時の措置 | 「供用開始後16年目を目途に、当局及び事業者は協議を開始する。」とありますが、協議を開始する場合は、貴局より書面で開始をする旨の通知を頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 | 通知します。 |
| 8 | 入札説明書 | 6 | 第2 | 1 | (8) | ウ | | 副生成物の排出事業者 | 燃料化物において発生した副生成物の処分費(運搬費含む。)は、事業者負担となっておりますが、排出事業者は市殿であり、マニフェストの発行は市殿で対応して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 | 当局で対応します。 |

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 入札説明書に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|-------|----|----|---|-----|---|---|----------------|--|--|
| 9 | 入札説明書 | 7 | 第3 | 2 | (1) | ウ | | 応募者の構成等 | 用語の定義で「建設JVは甲型共同企業体とし」とあり、本項の記述も甲型JVを前提とした表記となっておりますが、代表企業となるプラント建設企業は機械電気設備工事を担い、他の構成員が土木建築工事を担うことが想定されます。よって、乙型共同企業体も認めていただけないでしょうか。 | 建設JVは甲型共同企業体とします。 |
| 10 | 入札説明書 | 11 | 第3 | 2 | (2) | オ | | 応募者の参加資格要件 | 実施方針質問回答No.84で「事業期間20年に亘る20年間分全体の燃料化物の有効利用を確約するのであれば、複数年ずつ有効利用することも認めます。」との回答を頂いておりますが、この回答に変更は無いとの理解でよろしいでしょうか。 | 変更はありません。 |
| 11 | 入札説明書 | 13 | 第2 | 2 | (5) | | | 入札予定価格 | 入札額が予定価格より下回っており、貴局が試算する内訳額（「設計・建設業務に係る対価」、「運営・維持管理業務に係る対価」、「燃料化物売買費用」）の一つが超過しても問題ではないとの理解でしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 12 | 入札説明書 | 15 | 第3 | 3 | (4) | | | 選定の手順およびスケジュール | 現場確認の機会は設けられているでしょうか。 | 入札説明書P.18カ資格審査結果の通知等に記載ありとあり、現場確認の機会を設けています。 |
| 13 | 入札説明書 | 21 | 第3 | 2 | (4) | | | 入札書の受付 | 電子システムによる入札に添付する内訳書は、様式I-1(別添1)と考えて宜しいですか。また電子ファイルは、PDFにて考えていますが問題ないですか。 | 様式I-1及び様式VIの各様式についてExcelデータで提出してください。 なお、電子システムにより入札を行った場合は、紙による入札書・内訳書の提出は必要ありません。 |
| 14 | 入札説明書 | 26 | 第3 | 4 | (6) | | | 燃料化物売買契約の締結 | 実施方針質問回答No.93で「燃料化物売買契約の締結は、基本契約の締結と同時に締結することとします。」との回答を頂いておりますが、この回答に変更は無いとの理解でよろしいでしょうか。 | 変更はありません。 |
| 15 | 入札説明書 | 27 | 第4 | 3 | (2) | イ | | 運営・維持管理期間中の保険 | 事業者において燃料化施設に対する火災保険に加入しなければならないとありますが、貴市が既設設備に付保している火災保険があれば、その付保範囲を拡げて頂くことがトータルコストの抑制という点で合理的と考えますが可能でしょうか？ | 認められません。 |
| 16 | 入札説明書 | 28 | 第4 | 3 | (7) | | | 業務の委託等 | 事業者が、本事業の業務の一部を事業提案書に記載された企業以外に委託し又は請け負わせる場合は、事前に当局的承諾を得なければならない。」との記載がありますが、監査法人や公認会計士等への委託業務についても貴局の承諾を得る必要がありますでしょうか。また承諾が必要な場合、民間事業者の提案について不合理に拒絶されることはないとの理解でよろしいでしょうか。 | 当局的承諾を得る必要があります。 不合理に承諾をしない場合はありません。 |

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 入札説明書に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|-------|----|----|---|-----|---|---|---------------------|--|---|
| 17 | 入札説明書 | 28 | 第4 | 3 | (5) | イ | | 汚染土壌対策・ 地中支障物対策 | 汚染土壌及び地中埋設物の処理費用は貴市負担という認識で宜しいでしょうか？ | 掘削土砂を敷地外へ搬出する際には、要求水準書24頁、35頁のとおり費用は事業者負担となります。地中埋設物については、要求水準書34頁のとおり、事業者負担となります。なお、地中埋設物については過去の実績も考慮し、想定より著しく異なる支障物が確認された場合は協議の対象とします。 |
| 18 | 入札説明書 | 28 | 第4 | 3 | (4) | | | 契約保証金 | 運営・維持管理委託契約に係る契約保証金として履行保証保険の締結を行った場合、単年度もしくは複数年度(5年程度)毎に更新するとの理解でよろしいでしょうか。 | 提出される保険証券の確認を実際に行ったうえで、将来的な対応の方針を含みおいた判断となりますが、ご質問の対応も許容され得ます。運営・維持管理委託契約書(案)修正版を参照ください。 |
| 19 | 入札説明書 | 28 | 第4 | 3 | (4) | | | 運営・維持管理委託契約に係る契約保証金 | 「事業者は、運営・維持管理委託契約に係る契約保証金として、運営・維持管理委託契約に係る契約金額を20で除した額の100分の10以上の金額を納付」とあります。「20で除した額」とのことから、履行保証期間は、運営・維持管理を開始する平成32年10月から平成52年9月末の期間と解釈でよろしいでしょうか。 | 「20で除した額」は、契約保証金の額の根拠を示したものであり、期間を示したものではありません。そのため、履行保証期間は、特定事業契約締結の日から平成52年9月までとします。 |
| 20 | 入札説明書 | 28 | 第4 | 3 | (4) | | | 運営・維持管理委託契約に係る契約保証金 | 履行保証期間が平成32年10月から良い場合、運営・維持管理委託契約締結後から、運営・維持管理開始まで、約3年9か月の空白期間が生じます。この期間、社会情勢の変化に伴い物価変動や保険の料率の変更されることが想定されます。従って、履行保証保険契約の締結は、本契約締結後速やかにではなく運営開始直前(平成32年9月末)とし、その直近の保険料率及び保証額とした保険内容で提出させて頂けないでしょうか。 | 履行保証保険契約に係る証券を事業契約締結の際に提出していただきます。 |
| 21 | 入札説明書 | 28 | 第4 | 3 | (4) | | | 契約保証金 | 「事業者は、運営・維持管理委託契約に係る契約保証金として、運営・維持管理委託契約に係る契約金額を20で除した額の100分の10以上の金額を納付」とあります。履行保証保険契約を締結する場合、毎年度毎に、履行保証保険を更新し、保険証券を提出するとの理解で宜しいでしょうか。 | 質問No18の回答を参照ください。 |
| 22 | 入札説明書 | 28 | 第4 | 3 | (4) | | | 契約保証金 | 「事業者は、運営・維持管理委託契約に係る契約保証金として、運営・維持管理委託契約に係る契約金額を20で除した額の100分の10以上の金額を納付」とあります。「20で除した額」とのことから、履行保証期間は、運営・維持管理業務を開始する平成32年10月から平成52年9月末の期間であり、運営・維持管理委託契約を締結する平成29年1月から平成32年9月末まで業務が生じない期間での、履行保証保険契約の付保は不要との理解で宜しいでしょうか。 | 質問No19の回答を参照ください。 |

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 入札説明書に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|-------|----|-----|---|-----|----|-------------------------------|--|---|
| 23 | 入札説明書 | 34 | 別紙1 | 2 | (2) | | 運営・維持管理業務に係る対価(サービス購入料B-2) | 脱水汚泥の実処分量(実績値)とありますが、実処分量とは「貴局からの汚泥受入量」ではなく、「燃料化設備への汚泥供給量」と理解して宜しいでしょうか？ | 脱水汚泥の実処分量(実績値)は汚泥受入・供給設備から固形燃料化設備への汚泥供給量を指し、実際に汚泥を燃料化物へと処理した量を言います。 |
| 24 | 入札説明書 | 34 | 別紙1 | 2 | (2) | | 大規模修繕費、更新費相当分 | 「事業者の計画する業務内容に従って実施された業務実績」とありますが、提案した業務を、提案時とは異なるスケジュールで実施した場合でも支払って頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 | 提案時に計画された業務内容を、提案とは異なったスケジュールで実施した場合でも業務実績に基づき支払われますが、実施時期についての協議は必要です。 ただし、事業者は特定事業契約書(案)における性能保証の規定を遵守するうえで、当初提案した業務回数よりも増加した場合、当初提案した業務を前倒して実施する場合及び提案に無い業務を行う場合は、支払いの対象にはなりません。 また、当初提案にあってもその業務を行わなければ支払いは致しません。 |
| 25 | 入札説明書 | 37 | 別紙1 | 4 | (1) | 2) | 対価改定 | ユーティリティ類に関して、「各供給事業者等との貴局の需給契約が変更等された場合」とありますが、各供給事業者等と貴局の需給変更が変更されたこと確認するため、契約書の写しを提示して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 | 契約書の写し(必要部分のみ)を提示します。 |
| 26 | 入札説明書 | 37 | 別紙1 | 4 | (1) | 2) | 対価改定 | ユーティリティ類に関して、「各供給事業者等との当局の需給契約が変更等された場合、貴局と事業者が当該変更内容をもとに協議し、貴局が変更等を決定する。」とありますが、双方の合意が必要かと思料します。 従って、「貴局と事業者が当該変更内容をもとに協議し、貴局と事業者が合意した内容を事業者に書面で通知する。」との理解で宜しいでしょうか。 | 局と事業者が当該変更内容をもとに協議し、局が変更等を決定します。 |
| 27 | 入札説明書 | 38 | 別紙1 | 4 | (3) | 1) | 対価に関する当該費用 | 対価の見直しは、B-1,B-2,B-3,B-4の区分別に改定率を算出し、区分毎で改定を行うとの理解でしょうか。 又はB-1からB-4の総額での改定率を算出するとの理解でしょうか。 | B-1,B-2,B-3,B-4の区分別に改定率を算出し、区分毎で改定を行います。 |
| 28 | 入札説明書 | 42 | 別紙3 | 2 | (1) | | セルフモニタリング実施計画書 | セルフモニタリング実施計画書は、運営開始日迄に貴局に提出し、承諾を得るものと理解で宜しいでしょうか。提出期限があれば教示下さい。 | 運営・維持管理期間開始までに承諾を得るものとし、具体的提出時期については協議とします。 |
| 29 | 入札説明書 | 44 | 別紙3 | 2 | (4) | 2) | 脱水汚泥受入量 | 「予定されている脱水汚泥の受入」とは、常時200t/日ではなく、日々の維持管理計画に沿った受入量との理解でよろしいでしょうか。 | 原則200t/日ですが、維持管理計画により変動はあります。 |
| 30 | 入札説明書 | 44 | 別紙3 | 2 | (4) | 2) | 燃料化施設の利用可能性が確保されていない場合の措置(ケース | 「利用可能性が確保されていない場合の減額金額の算定及びそれに応じた減額等の措置は年度ごとで行うものとする。」とあるが、初年度は、平成32年10月1日から平成33年3月末までという理解でよろしいでしょうか。 | 初年度は、平成32年10月1日から平成33年3月末までです。入札説明書修正版を参照ください。 |

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|-------|----|---|-----|-----|----|-----|------------------|--|---|
| 1 | 要求水準書 | 4 | 1 | 2 | (2) | ③ | | 都市計画区域 | 都市計画区域:市街化区域のため地域粗度区分はⅢで宜しいですか。 | 施設形状及び配置によって区分が異なるため、平成12年5月31日建設省告示1454号をご確認ください。 |
| 2 | 要求水準書 | 5 | 1 | 3 | (2) | 2) | ① | 土木工事 | 「不発弾探査等含む」とありますが、不発弾発見時には、貴局へ連絡し、然るべき機関にて対応頂くという理解でよろしいでしょうか。 | 不発弾発見時は、当局へ速やかに報告してください。また、対応につきましては、要求水準書P35のとおり、当局が協力を求めた場合には、事業者はこれに協力してください。 |
| 3 | 要求水準書 | 5 | 1 | 3 | (2) | 2) | ⑥ | 工事監理 | (2)事業者の業務範囲に「⑥工事監理」とありますが、建築士法第2条第7項で定義される、「工事を設計図書と照合・確認する業務」を事業者が行うとの理解でしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 4 | 要求水準書 | 6 | 1 | 3 | (2) | 3) | ⑭ | 燃料化施設見学の対応に関する協力 | 「燃料化施設見学の対応に関する協力」とありますが、見学者対応は、主として貴局にて対応して頂けるという理解でよろしいでしょうか。また、事業者は貴局の要請により、補助業務を行うという理解でよろしいでしょうか。 | 見学者対応は、主として当局にて対応します。また、事業者は当局の要請により、補助業務を行っていただきます。 |
| 5 | 要求水準書 | 9 | 1 | 3 | (4) | ③ | (ウ) | 機械電気設備工事関係 | 名古屋市上下水道局工事共通(機械設備工事編)「第3章機器等の製作・据付」及び「第8章機器製作者」は適用外と考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 6 | 要求水準書 | 9 | 1 | 3 | (4) | ③ | (エ) | 機械電気設備工事関係 | 名古屋市上下水道局工事共通(電気設備工事編)「第2編電気設備構造仕様」及び「第5編機器製作者」は適用外と考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 7 | 要求水準書 | 10 | 1 | 3 | (7) | 2) | ④ | 運営・維持管理段階 | 「事業者は、定期的に業務の実施状況の報告を行う。」とありますが、頻度は月1回提出する報告書に基づいて行うものという理解でよろしいでしょうか。 | 月1回提出する報告書に基づきます。 |
| 8 | 要求水準書 | 11 | 1 | 1.4 | (4) | | | 汚泥性状 | 貴市および事業者の計測場所と計測方法をご教示ください。 | 当局の計測場所は、汚泥脱水機排出口部分です。計測方法は、下水道試験方法(日本下水道協会),JIS,環境庁告示及び厚生省告示に則って計測しております。事業者の計測場所及び計測方法は、任意です。 |
| 9 | 要求水準書 | 11 | 1 | 1.4 | (3) | | | 稼働日数 | 市の帰責で汚泥供給量が200t/日未滿となる場合は、稼働日数を1日として計上して良いとの理解でよろしいでしょうか。 | 当局からの供給汚泥量が200t/日未滿となり、かつ貯留分を利用してもなお、処理する脱水汚泥量が200t/日未滿となった場合は、稼働日数を1日として計上します。 |
| 10 | 要求水準書 | 11 | 1 | 4 | (3) | | | 施設規模・稼働日数 | 施設規模200wet-t/日とは貴局にて設置した計量器での脱水ケーキ送泥量を示すと考えて宜しいですか。 | 要求水準書にて、脱水汚泥の受入量・処理量の計量機器の設置及び測定を求めており、当該計測値による処理量が200wet-t/日を満たしている必要があります。 |
| 11 | 要求水準書 | 12 | 1 | 1.5 | (1) | | | 電力 | 特高二次高圧配電盤(盤記号R-MC-118)の製作、据付は別途工事と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 12 | 要求水準書 | 12 | 1 | 4 | (4) | | | 汚泥性状 | ②低含水率70%となる量は、全体の割合でどの程度でしょうか。 | 要求水準書 別紙3-1に示す汚泥性状分析データをご参照下さい。 |
| 13 | 要求水準書 | 12 | 1 | 4 | (4) | | | 汚泥性状 | ③含水率の変化の仕方について、1日または短い期間で70%→82%または逆の変化に一気に変わりますか?変化の仕方にパターン等が有りましたら、ご教示願います。 | 過去に含水率の急激な変化及びその傾向はありません。 |

空見スラッジリサイクルセンター下水污泥固形燃料化事業 要求水準書に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|-------|----|---|-----|------|---|---|-------|--|---|
| 14 | 要求水準書 | 14 | 1 | 5 | (6) | | | 二次処理水 | 「接続条件は、表2のとおりであり、接続箇所の詳細は、別紙4に示すとおりである。」とありますが、圧力は、「0.2Mpa」で受けるという理解でよろしいでしょうか。 | 当局設備(自動給水装置)にて給水しますので、若干の圧力変動はありますが、約0.2Mpaで給水いたします。 |
| 15 | 要求水準書 | 14 | 1 | 5 | (5) | | | 工水 | 「接続条件は、表2のとおりであり、接続箇所の詳細は、別紙4に示すとおりである。」とありますが、圧力は、「0.2Mpa」で受けるという理解でよろしいでしょうか。 | 若干の圧力変動はありますが、約0.2Mpaで給水されています。 |
| 16 | 要求水準書 | 14 | 1 | 5 | (5) | | | 工水 | 工水は、「その他の管渠との適切な離隔を確保すること。」とありますが、適切な間隔の目安をご教示願います。 | 交差部分は300mm以上、平行する場合は管きょ口径が500mm未満は300mm以上、口径が500mm以上では500mm以上の離隔の確保を想定しております。詳細は設計段階において監督員の確認を受けてください。 |
| 17 | 要求水準書 | 14 | 1 | 5 | (4) | | | 上水 | 「接続条件は、表2のとおりであり、接続箇所の詳細は、別紙4に示すとおりである。」とありますが、圧力は、「0.2Mpa」で受けるという理解でよろしいでしょうか。 | 若干の圧力変動はありますが、約0.2Mpaで給水されています。 |
| 18 | 要求水準書 | 14 | 1 | 5 | (4) | | | 上水 | 上水は、「その他の管渠との適切な離隔を確保すること。」とありますが、適切な間隔の目安をご教示願います。 | 交差部分は300mm以上、平行する場合は管きょ口径が500mm未満は300mm以上、口径が500mm以上では500mm以上の離隔の確保を想定しております。詳細は設計段階において監督員の確認を受けてください。 |
| 19 | 要求水準書 | 15 | 1 | 5 | (7) | | | 汚水排水 | 「接続条件は、表6のとおりであり、汚水排水の水質は表7に適合した水質とする。」とありますが、表7記載の汚水排水の分析業務は、貴局にて実施するという理解でよろしいでしょうか。 | 事業者の負担となります。要求水準書3.2(2)④をご参照下さい。 |
| 20 | 要求水準書 | 15 | 1 | 5 | (7) | | | 汚水排水 | プラント系排水とは運転に伴い発生する排水を示し、機器の整備・点検などに使用する機器洗浄排水は雨水排水に含まれると考えてよろしいでしょうか。 | 洗浄排水は全て汚水排水に該当します。機器の整備・点検などに使用する機器洗浄排水の場合、プラント設備に係る排水のため、プラント系排水となります。 |
| 21 | 要求水準書 | 15 | 1 | 5 | (7) | | | 汚水排水 | 排水温度の検討の為、現状の返流水管への排水量と排水温度をご提示願います。 | 表6・表7に適合する条件でご検討願います。 |
| 22 | 要求水準書 | 15 | 1 | 5 | (6) | | | 二次処理水 | 「接続条件は、表4に示すとおりであり、当局より供給される水質は、表5を参考とすること。」とありますが、二次処理水の分析頻度はどの程度かご教示ください。 | 月1回の頻度です。 |
| 23 | 要求水準書 | 16 | 1 | 5 | (7) | | | 汚水排水 | 「接続条件は、表6のとおりであり、汚水排水の水質は表7に適合した水質とする。」とありますが、表7記載の汚水排水の水質項目であるCODやBOD等の分析頻度は、関係法令に準じてとありますが、公共用水域に排出しない排水について、どのように関係法令を適用するかご教示ください。 | 下水道法施行令第12条(放流水の水質検査)に準じた水質検査が求められます。 |
| 24 | 要求水準書 | 17 | 1 | 1.5 | (11) | | | 煙道 | 「別途処理施設の排ガスが逆流しないように」とありますが、別途処理施設でも当施設の排ガスが逆流しない対策が施されるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|-------|----|---|-----|------|----|---|--------|--|---|
| 25 | 要求水準書 | 17 | 1 | 1.5 | (11) | | | 煙道 | 別途処理施設で当施設の排ガスが逆流しない対策が施されているにもかかわらず、当施設の排ガスが逆流し、別途処理施設に不具合が生じて、当事業者の責にはならないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 26 | 要求水準書 | 17 | 1 | 5 | (11) | | | 煙道 | 「事業者は本事業において、燃料化施設から既設煙突までの煙道及び煙突(内筒)の設置を行うこと。」とありますが、新設する煙道に別途建設する処理施設の煙道を接続するという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。要求水準書 別紙4-1をご確認下さい。 |
| 27 | 要求水準書 | 17 | 1 | 5 | (10) | | | 脱水汚泥 | 「脱水汚泥管の仕様は、Φ250mm、設計圧力約2.0MPaとする」とありますが、これは「責任分界点～汚泥受入設備間の配管をΦ250mm、設計圧力約2.0MPaで計画する」という認識でよろしいでしょうか。 | 取合い点の脱水汚泥管の仕様はφ250mm、設計圧力約2.0MPaとなります。責任分界点以降は、事業者にて仕様を決定してください。 |
| 28 | 要求水準書 | 17 | 1 | 5 | (10) | | | 脱水汚泥 | 責任分界点における脱水汚泥の供給圧力不足に起因して汚泥供給量が不足し、プラントの操業が停止した場合の事業費増加分は貴局にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 当局が管理する脱水汚泥送泥ラインに起因して、汚泥供給量が不足した場合の事業費増加分は当局にて負担します。責任分界点以降、事業者が管理する脱水汚泥管の閉塞等に起因して、脱水汚泥の供給圧力不足が発生し、汚泥供給量が不足した場合は、事業者の負担となります。 |
| 29 | 要求水準書 | 17 | 1 | 5 | (10) | | | 脱水汚泥 | 脱水汚泥管の仕様はφ250mm、設計圧力約2.0Mpaとありますが、送泥方法は連続送泥または、日数回に分けてのバッチ送泥どちらになりますかご教示願います。 | 連続送泥となります。 |
| 30 | 要求水準書 | 18 | 1 | 5 | (11) | | | 図5 | 脱水汚泥の計量機器は、本事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準書2.2(1)3)①のとおり、脱水汚泥の受入量・処理量に係る計量機器の設置は、本事業範囲です。また、事業者は脱水汚泥の受入量・処理量に関する測定を、運営・維持管理期間に亘って実施する必要があります。 |
| 31 | 要求水準書 | 18 | 1 | 6 | (1) | | | 騒音規制基準 | 表9騒音基準値に「敷地境界での規制基準」とありますが、敷地境界とは、別紙1:空見SRC一般平面図(施工時)に示されている敷地境界との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 32 | 要求水準書 | 18 | 1 | 6 | (1) | | | 騒音規制基準 | 目標値50dBについて、敷地境界予定地となる現状の場所における暗騒音をご提示願えないでしょうか。 | 第1期総合試運転時の敷地境界南側での暗騒音は、朝(6:00～8:00)50dB程度、昼(8:00～19:00)46dB程度、夕(19:00～22:00)46dB程度、夜(22:00～6:00)36dB程度です。 |
| 33 | 要求水準書 | 20 | 1 | 6 | (3) | 1) | | 表13 | 臭気指数規制値が事業用地境界での値となっておりますが、本事業以外の臭気に起因して規制値を超過した場合は、要求水準未達とならないと考えてよろしいでしょうか。また、事業用地境界において、本燃料化事業以外の臭気が規制値を超過していないことは、貴局にて証明いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 前段については、本事業以外の臭気に起因して規制値を超過した場合は、要求水準未達となりません。後段についての立証責任は、事業者にあります。なお、事業者が当該事由の立証のために必要となる事項のうち、当局が管理する施設での計測値や運転データが必要な場合、当局は当該資料の提供に協力します。 |

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|-------|----|---|-----|-----|-----|---|-------------------------|---|--|
| 34 | 要求水準書 | 22 | 2 | 1 | (2) | 2) | ① | 設計に関する一般事項／提出図書 | 実施設計図の内、詳細設計図について提出出来ない機器が出て来ますので、構造が説明できる内容の「構造説明図」として提出することで対応させていただきませんか？詳細設計図が提出可能なものは、提出いたします。 | 詳細については設計段階における協議事項となります。 |
| 35 | 要求水準書 | 22 | 2 | 2.1 | (1) | | | 事前調査 | 事業者は自らの責任及び費用で必要な測量調査や地質調査を行うとありますが、調査の結果、要求水準書等との齟齬が確認された場合は、請負金額及び工期の変更対象になると理解して宜しいでしょうか？ | 請負金額に関しましては、要求水準書等と著しく異なることが確認できた場合には、協議に応じます。 工期変更に関しましては、適切な時期に調査を行えば、工期内完了が可能と考えられるため、工期変更の対象とはなりません。 |
| 36 | 要求水準書 | 23 | 2 | 1 | (3) | 2) | | 責任施工 | 「事業者は本要求水準書に明示されていない事項であっても、要求水準及び事業提案を確保するために必要なものは、事業者の負担で建設すること。」とありますが、事業者において設計・工事に必要な地質調査を行った結果、支持層深さなど、別紙2地質資料と食い違いが判明した場合は協議してもらえるとの理解でよろしいでしょうか。 | 著しく異なることが確認できた場合には、協議に応じます。 |
| 37 | 要求水準書 | 24 | 2 | 1 | (3) | 6) | | 建設に関する一般事項／製作図及び施工図等の提出 | 製作図について提出出来ない機器が出て来ますので、構造が説明できる内容の「構造説明図」として提出することで対応させていただきませんか？製作図が提出可能なものは、提出いたします。 | 詳細については設計段階における協議事項となります。 |
| 38 | 要求水準書 | 24 | 2 | 2 | (3) | 8) | | 安全管理及び交通管理 | 場内に一部、工事用車両と散策路が交差する箇所がありますが、この場所へのガードマンの設置は必要でしょうか。 | 建設期間中は散策路の一部通行止めを予定しており、工事用車両動線と散策路の交差箇所は工事用車両のみの通行となることを想定しています。案内看板による周知など必要な安全対策を行ってください。 |
| 39 | 要求水準書 | 24 | 2 | 2.1 | (3) | 7) | | 完成図書 | 様式は当事業者の任意様式との理解で宜しいでしょうか。 | 様式は事業者任意で構いませんが、仕様については、当局の各工事共通仕様書に記載のとおりとさせていただきます。 |
| 40 | 要求水準書 | 24 | 2 | 2.1 | (3) | 9) | ① | 環境対策 | 「適用外と考えられる」とありますが、「適用内」となった場合は、貴市からの提示条件と異なるため、有償にて対応して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書P24、34に「適用外と考えられますが、土砂の取り扱いを慎重に行うこととする。」、「燃料化施設の建設に伴い発生する建設残土及び建設汚泥については、汚染拡散防止計画書届出書(平成18年2月10日付け名古屋市環境局收受文書)を遵守し、別紙1に示す残土仮置場へ仮置を基本とするが、場外に搬出する場合は事業者の責任と費用において適正に管理及び処分を行うこと。」とあり、事業者の責任と費用において適正に管理及び処分してください。 |
| 41 | 要求水準書 | 24 | 2 | 2.1 | (3) | 9) | ④ | 環境対策 | 排水は場内側溝へ接続するとの理解でよろしいでしょうか。 | 排水は要求水準書を遵守したうえで側溝への排水としてください。 |
| 42 | 要求水準書 | 25 | 2 | 1 | (2) | 12) | | 作業日及び作業時間 | 作業日は原則として土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末・年始を除いた日。また作業時間は原則として9:00～17:00とありますが、事前に協議させていただければ③以外の条件でも工事は可能でしょうか。 | 原則要求水準書記載のとおりです。 |

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|-------|----|---|---|-----|-----|---|---------------|--|--|
| 43 | 要求水準書 | 25 | 2 | 2 | (3) | 11) | | 現場事務所等 | 工事作業員用の駐車場について、現場事務所等用地(30m×40m)に収まりきらない場合、空見スラッジリサイクルセンター内の空きスペースへの駐車は協議により許可頂けると考えてよろしいでしょうか。 | 原則要求水準書記載のとおりです。 |
| 44 | 要求水準書 | 26 | 2 | 1 | (3) | 16) | | 基礎 | 「燃料化施設の基礎は、良質な地盤に支持させ、地震に対して安全なものとする。」とありますが、良質な地盤深さは、事業者において行った設計・工事に必要な地質調査、別紙2地質資料等により、事業者が判断できるものとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、設計段階において監督員の確認が必要となります。 |
| 45 | 要求水準書 | 26 | 2 | 2 | (3) | 13) | | 工事期間中のユーティリティ | 「当局が必要と判断した場合に限り、当局はこれらのユーティリティの確保に協力するものとする」とありますが、事務所用給排水について、付近に取合い箇所がありましたら、ご提示願います。 また、工事中仮設電源、仮設事務所電源について、受電棟から供給頂くことは可能でしょうか。 | 前段については、付近の給排水管については、別紙4に記載のとおりとなります。上水、低濃度返流水管は埋設管となっています。 後段については、極力事業者にて電源を準備して下さい。もしくは、事業者にて契約の上、場外から引き込みをお願いします。 |
| 46 | 要求水準書 | 27 | 2 | 2 | (4) | 3) | | 他工事間調整 | 燃料化エリア北側が施工ヤードの範囲に入っておりませんが、当該箇所は壁鉄骨建て方や機器据付で使用したいと考えております。工事時期の調整は可能と考えてよろしいでしょうか。 | 別途処理施設の工事範囲となっていますので使用はできません。別途処理施設の工事の支障とならない範囲での工事時期調整は可能です。 |
| 47 | 要求水準書 | 27 | 2 | 2 | (4) | 3) | | 他工事間調整 | 隣接敷地の処理施設、焼却電気棟、空中歩廊の建設予定時期について、ご教示願います。 | 別途処理施設の工事は未契約ですので、契約後に掲示いたします。 |
| 48 | 要求水準書 | 27 | 2 | 2 | (1) | 2) | ⑦ | 防鳥対策 | 「⑦鳥の糞害等が発生しないよう、防鳥対策を講じること。」とありますが、要求水準より、本事業用地の北・東・南側に対して、景観や騒音等の対策として外壁を設置する場合(別紙5参照)、燃料化設備機器は屋根等で覆われないため、防鳥対策を講じることが困難と考えます。どのような対策が望ましいかご教示願います。 | 屋根等に覆われていない場合であっても、鳥が飛来する可能性があり対策は必要であると考えています。対策方法は事業者の提案によります。 |
| 49 | 要求水準書 | 28 | 2 | 2 | (1) | 3) | ① | 計量機器 | 脱水汚泥の「受入量」の定義は、「貴局から汚泥受入・供給設備へ送泥した汚泥の量」と考えてよろしいでしょうか。また、受入量の管理は貴局にて設置の計量機器で行うと考えてよろしいでしょうか。 | 前段については、汚泥受入・供給設備にて事業者が設置した計量機器の計測結果のことを指します。 後段については、事業者にて設置が求められている機器であり、要求水準書3.2(2)①のとおり、運営・維持管理期間に亘り、事業者にて測定が求められている事項です。 |
| 50 | 要求水準書 | 28 | 2 | 2 | (1) | 3) | ① | 脱水汚泥の受入量・処理量 | 脱水汚泥の受入量について、計量方法は事業者の提案によるものとの理解で宜しいでしょうか。 | 事業者の提案によります。 |
| 51 | 要求水準書 | 28 | 2 | 2 | (1) | 3) | ① | 計量機器 | 脱水汚泥の「処理量」の定義は、「汚泥受入・供給設備から固形燃料化設備へ送泥した汚泥の量」と考えてよろしいでしょうか。 | 脱水汚泥の実処分量(実績値)は汚泥受入・供給設備から固形燃料化設備への汚泥供給量を指し、実際に汚泥を燃料化物へと処理した量を言います。 |
| 52 | 要求水準書 | 28 | 2 | 2 | (1) | 3) | ③ | 計量機器 | シアン化合物濃度の測定間隔は問わないと考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準書2.2(1)3)③に記載あるとおり、24時間連続測定が求められます。つまり、測定間隔は連続であることが求められます。 |
| 53 | 要求水準書 | 28 | 2 | 2 | (1) | 3) | ⑥ | 計量機器 | 燃料化物製造量は、場内トラックスケールにて計量した燃料化物の搬出量としてよろしいでしょうか。 | 燃料化物製造量を計量できる設備の設置を求めています。 |

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|-------|----|---|-----|-----|-----|-----------|--|--|
| 54 | 要求水準書 | 29 | 2 | 2 | (2) | 1) | 汚泥受入・供給設備 | 脱水汚泥の比重をご教示願います。 | 比重1.0t/m ³ 程度、かさ比重0.9t/m ³ 程度です。 |
| 55 | 要求水準書 | 30 | 2 | 2 | (2) | 5) | 排煙処理設備 | 煙道に合流する排ガスの取合い点での圧力をご教示願います。また合流排ガスについては、合流圧損低減のため、進行方向に角度を付けて頂きたい、お願いいたします。 | 前段については、1kPa程度です。後段については、別途処理施設の工事業者との調整をお願いします。 |
| 56 | 要求水準書 | 30 | 2 | 2 | (2) | 5) | 排煙処理設備 | 煙突出口流速は約20m/sと記載がありますが、これは別途建設する処理施設からの排煙を含んだ条件での値と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 57 | 要求水準書 | 30 | 2 | 2 | (2) | 5) | 排煙処理設備 | 隣接敷地の処理施設内に煙道ダクトサポート用の基礎の設置が必要となりますが、当該基礎の施工は本工事での後施工と考えてよろしいでしょうか。 | 別途処理施設内の煙道架台及び基礎については、別紙4に記載のとおり本工事範囲外となります。 |
| 58 | 要求水準書 | 31 | 2 | 2.2 | (2) | 7) | 二次処理水供給 | 「一時的に途絶える」とありますが、想定される期間をご教示ください。 | 原則、二次処理水の供給が途絶えることは想定していませんが、本項では、当局からの二次処理水供給が途絶えると同時に、燃料化施設の運転が停止することのないよう、バックアップシステムの構築を求めています。 |
| 59 | 要求水準書 | 32 | 2 | 2 | (3) | | 電気設備 | 空見スラッジリサイクルセンターの特高受電設備の定期点検の頻度、その際の停電時間についてご教示願います。 | 燃料化に関連する部分については、年間2日程度・1日8時間程度を想定しています。 |
| 60 | 要求水準書 | 32 | 2 | 2 | (2) | 11) | 外壁工事 | 「外壁意匠における荷重は、50kg/外壁m ² を一様に見込むこと。外壁意匠については、別途工事とする。」とありますが、意匠材の取り付け方法等をご教示願います。下地金物等を考慮しなければならない場合は、意匠材の大きさ・個数等をご教示願います。 | 緑化や汚泥タイル等を想定していますが、外壁の構造も含め事業者の提案となります。空見スラッジリサイクルセンター（仮称）空間計画検討報告書を参照してください。 |
| 61 | 要求水準書 | 33 | 2 | 2.2 | (3) | 5) | ④ 信号送受信 | トラックスケールの計量信号を受信させていただく場合は、本事業にて設置する中継端子箱取合いと考えて宜しいでしょうか。 | トラックスケールの計量信号の送信は想定しておりません。計量データは紙媒体でお渡しすることを想定しております。 |
| 62 | 要求水準書 | 33 | 2 | 2.2 | (2) | 5) | ④ 信号送受信 | 「事業者は必要な信号を提供すること」とありますが、現時点で想定される信号内容をご教示ください。 | 事業者の提案内容によるため、設計段階における協議事項となります。 |
| 63 | 要求水準書 | 33 | 2 | 2.2 | (2) | 5) | ④ 信号送受信 | 「当局は…必要な信号等を提供する」とありますが、必要な信号は事業者の提案によるとの理解で宜しいでしょうか。 | 閲覧資料で公開した図書の内容を理解した上で、事業者が必要とする信号を提案して下さい。なお、具体的な取合信号の決定は、設計段階における協議事項です。 |
| 64 | 要求水準書 | 33 | 2 | 2.2 | (2) | 5) | ④ 信号送受信 | 「排ガス計測信号を環境局に送信」とありますが、現時点で想定される信号内容をご教示ください。 | 要求水準書P.28 2.2.3)④に記載のとおりです。 |
| 65 | 要求水準書 | 34 | 2 | 2.2 | (3) | 7) | 接地工事 | 接地極は、別紙5-2に記載の場内整備対象範囲である緑地部に埋設してもよろしいでしょうか。 | 事業用地内でお願います。 |
| 66 | 要求水準書 | 35 | 2 | 2 | (4) | ⑥ | 不発弾 | 「本事業用地内には、不発弾が残存している可能性があるため、基準面 SP+14.2m に1トン爆弾が投下され不発弾として埋没していることを想定し、」とありますが、残存している不発弾の数量をご教示願います。 | 残存している不発弾の数量は、不明です。 |

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|-------|----|---|-----|-----|---|---|------------------|---|--|
| 67 | 要求水準書 | 35 | 2 | 2 | (4) | ⑩ | | 特定行政庁の指導 | 土木施設に関しては「特定行政庁の指導により、建築構造物としての要求水準を求められた場合には、その指導に従うこと。」とありますが、設計・工事段階で指導を受けた場合、工程・建設費等への影響が大きいと、貴市のご了解のもと関係官庁に対して事前協議を行いたいのですが、よろしくご指示願います。 | 関係官庁への事前協議は、一般的な相談として行ってもらう分には問題ありません。また、その協議に関して当局は関与しません。 |
| 68 | 要求水準書 | 35 | 2 | 2 | (4) | ⑬ | | 場内整備 | 場内整備工事において、街灯の設置は不要と考えてよろしいでしょうか。電源系統は別(場内用)と思われるので、本事業の範囲外と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 69 | 要求水準書 | 35 | 2 | 2.2 | (4) | ⑥ | | 不発弾探査 | 不発弾が発見された場合であって、当該処理により本事業の建設工事の工程に影響があった場合は、工期延長等を考慮頂けるとの理解で宜しいでしょうか？ | 不発弾が発見されることも考慮し、適切な時期に調査を実施することにより工期内での対応は可能と考えていますが、詳細は設計・建設段階での協議によります。 |
| 70 | 要求水準書 | 35 | 2 | 2.2 | (4) | ⑩ | | 特定行政庁の指導 | 提案書提出後に「特定行政庁の指導」があった場合、事業者が予見できることではないため、対応が必要な場合は貴市の責にて対応頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 | 本項では、建築構造物として指導される可能性があることを予め想定することを事業者に求めています。また建築構造物としての指導を求められた場合は、事業者の対応になります。 |
| 71 | 要求水準書 | 36 | 2 | 2 | (5) | ⑦ | | 火災信号 | 「当局が管理する第一汚泥管理室内設置の火報受信盤に火災信号を送信すること」とありますが、この記述は、消防法または名古屋市火災予防条例に基づき、火災報知設備を設置する場合に適用するものと解釈してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 72 | 要求水準書 | 36 | 2 | 2 | (4) | ⑰ | | 既存タイヤ洗浄装置 | タイヤ洗浄装置については、現在使用できる状態と考えてもよろしいでしょうか。 | 機器の点検、整備および、電気、水道の接続などが必要となります。 |
| 73 | 要求水準書 | 37 | 2 | 2.3 | (1) | ⑨ | | 試運転 | 実負荷運転中の運転調整時に発生する調整不良燃料化物、飛散乾燥ケーキは事業者にて系外搬出を行ってよろしいでしょうか。 | 原則、系外搬出を行わないよう、燃料化施設内で処理に努めて下さい。 系外へ搬出する場合は、排出事業者は当局となるため、要求水準書P.49(4)副生成物の利用・処分に準じてください。 |
| 74 | 要求水準書 | 37 | 2 | 2.3 | (1) | ⑩ | | 試運転 | 試運転中に発生する燃料化物を利用する場合、貴市から購入する対象ではないと理解して宜しいでしょうか？ | ご理解のとおりです。 |
| 75 | 要求水準書 | 37 | 2 | 3 | (1) | ⑧ | | 試運転 | 「事業者は、試運転開始後、燃料化施設の稼働が安定し、性能試験を行うに十分な状態を達成したときには、その旨を当局へ連絡する。」とありますが、連絡方法として、任意の書面という理解でよろしいでしょうか。 | 特定の書式については、建設段階における協議によります。 |
| 76 | 要求水準書 | 38 | 2 | 3 | (3) | | | 立会検査 | 性能試験における立会検査以外に、機器製作や機器の現場搬入等の立会検査は予定されているでしょうか。 | 予定しております。 |
| 77 | 要求水準書 | 38 | 2 | 2.3 | (2) | ⑥ | | 性能試験中の燃料化物及び副生成物 | 性能試験中の燃料化物及び副生成物は、「事業者の責任」となっておりますが、当該物の排出事業者は事業者との解釈でしょうか。この責任の位置付けは、廃棄物所管部局の見解を踏まえた結果との理解で宜しいでしょうか。 | 前段についてご理解の通りですが、性能試験中に発生する副生成物についても、試運転中と同様に、原則、系外搬出を行わないよう、燃料化施設内で処理に努めてください。 後段については、建設段階における協議事項です。 質問No.78の回答も合わせて参照下さい。 |

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|-------|----|---|-----|-----|----|----|-----------|--|--|
| 78 | 要求水準書 | 38 | 2 | 3 | (2) | | ⑥ | 性能試験 | 「性能試験中の燃料化物及び副生成物は、事業者の責任と負担において全量適正に利用又は処分する。」とありますが、処分先の選定は事業者の任意という理解でよろしいでしょうか。 | 原則ご理解の通りですが、建設段階における廃棄物所管部局との協議の結果、当局が排出事業者となる場合は、当局が処分を実施します。その場合、事業者は搬出方法と処分先を提案するとともに、廃棄物の運搬費を含む適正処分費を全量負担し、また、事業者は当該廃棄物の運搬車両への積み込みまでを行うことが求められます。質問No.77の回答も合わせて参照下さい。 |
| 79 | 要求水準書 | 40 | 3 | 3.1 | (5) | ② | | ユーティリティ条件 | 電力と補助燃料は、供給元に支払った従量料金単価に燃料化施設の使用量に乗じた金額とする旨の記載がありますが、事業者の努力により提案した使用量を下回った場合であっても、全て実数で精算されてしまうということでしょうか？この場合、提案値を超過した場合であっても実数精算できると解釈できますが、その認識で宜しいでしょうか？ | 要求水準書3.3.1(5)②ユーティリティ条件より、電力と補助燃料は供給元に支払った従量料金単価に燃料化施設の使用量に乗じた金額を当局に支払うものとなりますが、民間事業者の収入は入札説明書2.1(8)イ.(イ)サービス購入量B-2(変動相当分)のとおり、脱水汚泥の実処理量(wet-t)×提案単価(円/wet-t)により計算された金額となります。そのため、事業者の努力により脱水汚泥の実処理量当たりの使用量が下回った場合には、事業者の利益となります。ただし、提案値を超過した場合は入札説明書別紙3(4)運営・維持管理業務に係る対価の減額等の措置に記載の、事業者提案によるユーティリティ使用量が達成されていない場合として、ケース2のレベル2のペナルティポイントが課されます。 |
| 80 | 要求水準書 | 40 | 3 | 3.1 | (3) | 2) | | 常時の体制 | 「電気保安担当者を配置」とありますが、電気保安担当者は専任及び現場常駐不要と考えて宜しいですか。 | 電気保安担当者は専任及び現場常駐不要ですが、当局担当との連絡・連携が密に行えるように体制を構築して下さい。 |
| 81 | 要求水準書 | 40 | 3 | 3.1 | (3) | 2) | | 常時の体制 | ①～⑩に該当する作業主任者は、対象作業を実施する時以外は現場常駐不要と考えます。 | 事業者の提案によります。 |
| 82 | 要求水準書 | 40 | 3 | 3.1 | (3) | 2) | | 配置技術者 | 「電気保安担当者」は、本事業の専任及び現場常駐の必要はないとの理解で宜しいでしょうか。 | 質問No.80の回答を参照下さい。 |
| 83 | 要求水準書 | 41 | 3 | 2 | (2) | | ⑥ | 測定等に関する業務 | 「本事業用地境界での振動・騒音測定に関すること。」とありますが、境界線上の測定点数は、任意という理解でよろしいでしょうか。 | 任意です。 |
| 84 | 要求水準書 | 41 | 3 | 2 | (2) | | ⑥ | 測定等に関する業務 | クラウド技術を用いて運転維持管理業務を実施してもよろしいでしょうか。 | 詳細については設計段階における協議によります。 |
| 85 | 要求水準書 | 42 | 3 | 2 | (2) | | ※2 | 測定等に関する業務 | 「燃料化物の搬出量は、空見SRC内の当局所有のトラックスケールにより計量を行う。」とありますが、トラックスケールの校正は、貴局にて実施して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 | 当局にて実施します。 |
| 86 | 要求水準書 | 43 | 3 | 3.2 | (9) | 1) | | 見学者対応 | 事業者は、見学者に対する実際の説明や案内等について原則対応する必要がないと理解して宜しいでしょうか？ | 見学者対応は当局で行いますが、事業者は当局の要請に応じ、補助業務を行うことが求められます。 |
| 87 | 要求水準書 | 43 | 3 | 3.2 | (9) | 1) | | 見学者対応 | 説明用看板や見学者用パンフレットは日本語版のみ作成するという理解で宜しいでしょうか？ | パンフレットについては、日本語版の他に英語版の作成をお願いいたします。 |

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|-------|----|---|-----|-----|----|---|----------------|--|---|
| 88 | 要求水準書 | 43 | 3 | 3.2 | (9) | 2) | | 環境影響評価資料作成等の支援 | 長寿命化計画策定における点検について、提案時に作業量を把握し、かかる作業費用を計上しておく必要があります。従って、貴局が必要とする具体的な点検項目、支援頻度を教示頂けないでしょうか。 | 事業者提案により、本事業において大規模修繕または更新が必要とされる場合、当局は下水道ストックマネジメント支援制度(今後、制度改正された場合は改正後の制度)の適用を想定しています。そのため、当該制度の適用のために必要となる点検・調査及び資料作成を事業者に求めているところです。具体的内容については、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-国土交通省」をご参照下さい。 |
| 89 | 要求水準書 | 43 | 3 | 3.2 | (9) | 2) | | 環境影響評価資料作成等の支援 | 長寿命化計画策定における点検について、本事業は性能発注の観点から、点検内容・頻度等に関するリスクは事業者と解釈しております。このため、支援とは事業者が実施する範囲内での点検結果を提示するとの理解で宜しいでしょうか。貴局より新たに点検項目を求められた場合は、費用を請求できるとの理解で宜しいでしょうか。 | No.88の回答を参照下さい。 なお、下水道ストックマネジメント支援制度(今後、制度改正された場合は改正後の制度)の適用のため必要となる点検・調査について当局より新たに追加を求めた場合、事業者は自らの責任と負担により点検・調査を行うことが求められます。 |
| 90 | 要求水準書 | 44 | 3 | 3.2 | (9) | 4) | | 住民対応 | 周辺住民に対する苦情等への改善は、誠意をもって対応致しますが、提案書記載以外の改善については有償との理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書を含め、入札公告等で規定されている内容及び事業提案書に記載されている内容を上回る改善要求については、有償とします。 |
| 91 | 要求水準書 | 46 | 3 | 3.2 | 4) | ⑨ | | その他必要な報告 | 平日における日常業務の定期的な貴局への報告は、事故・災害等の緊急的な場合を除き不要との理解で宜しいでしょうか。 | 事業者は業務の実施に伴い業務日報を作成し、当局からの指示に従い提出することが求められます。 |
| 92 | 要求水準書 | 46 | 3 | 3.2 | 4) | ⑨ | | その他必要な報告 | 土日・祝祭日における日常業務の定期的な貴局への報告は、事故・災害等の緊急的な場合を除き不要との理解で宜しいでしょうか。 | 事業者は業務の実施に伴い業務日報を作成し、当局からの指示に従い提出することが求められます。 |
| 93 | 要求水準書 | 47 | 3 | 3 | (3) | | ② | 改善基準及び停止基準 | 「ばいじん、塩化水素、…、直ちに追加測定を2回実施し、その2回の測定結果において基準値の超過が確認された時点で基準値超過と判断する」とありますが、連続して2回実施するのか、間をあけて実施するのかについてご教示ください。 | 連続して2回実施することを求めています。 |
| 94 | 要求水準書 | 48 | 3 | 4 | (1) | | | 品質管理 | 表16において、全水分の質量分率(%)は、「規定値は定めませんが、試験した到着ベースによる値を報告する。」という理解でよろしいでしょうか。 | 本事業では、燃料化物の品質として、JIS規格(JIS Z7312)によることを求めています。全水分の質量分率(%)は、到着ベース、すなわちロットの受渡しの状態における分析値ベースとして、20%以下であることが求められると考えています。 ※2の「規定値は定めませんが、試験した到着ベースによる値を報告する。」は灰分・全硫黄・窒素の質量分率(%)のことです。 |
| 95 | 要求水準書 | 49 | 3 | 3.5 | (4) | | | 技術指導 | 技術指導として貴局が必要と認める期間とは、凡そどの程度の期間を想定されていますか？ | 凡そ3ヶ月間程度と想定していますが、詳細については、運営・維持管理段階における協議事項となります。 |

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 要求水準書に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|-------|-------|---|-----|-----|----|----------------------|---|--|
| 96 | 要求水準書 | 49 | 3 | 3.5 | (4) | | 技術指導 | 技術指導の期間は、貴局が必要と認める期間とありますが、「必要と認める」との表現が曖昧であります。従って、具体的な期間を明示頂くか、必要と認める基準を明示頂けないでしょうか。 | 質問No95の回答を参照ください。 |
| 97 | 要求水準書 | 49 | 3 | 4 | (4) | | 副生成物の利用・処分 | 「本事業で副生成物が得られる場合は、当局が処分を実施するが、事業者は搬出方法と処分先を提案するとともに、副生成物の運搬費を含む適正処分費を負担すること。」とありますが、「適正」の定義についてご教示ください。 | 当局が適正な処分先と認める上で、当該処分先への運搬費及び当該処分先での処分費等のトータルコストとして必要な費用を、適正処分費と称しています。 |
| 98 | 要求水準書 | 別紙3-1 | | | | | 別紙3 汚泥性状分析 データ | 脱水汚泥の季節変動を想定したく、山崎汚泥および空見汚泥の各発生量をご教示願います。 | 発生量の変動は汚泥分配の運用によるものが大きく、平成26年度の実績では、山崎汚泥 3,800～5,900t/月、空見SRC 5,400～6,900t/月程度でした。 |

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 落札者決定基準に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|---------|---|---|-----|----|---|---|-------------|---|----------------|
| 1 | 落札者決定基準 | 1 | 2 | (2) | | | | 審査の進め方 | 「提案審査」である「基礎審査」「総合審査」は共に、選定委員会にて審査されると考えて宜しいですか。 | 落札者決定基準のとおりです。 |
| 2 | 落札者決定基準 | 3 | 5 | (1) | ② | | | 「要求水準書」記載事項 | 「要求水準対応全体計画書」とは、様式IV-1「要求水準に係る事業提案書」との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 様式集に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|-----|----|--------|-----|----|---|---|---------|--|---|
| 1 | 様式集 | 9 | 3 | (2) | 5) | ① | | 応募者番号 | 資格確認結果通知書に記載された応募者番号とありますが、資格確認結果通知書には調達案件番号しか記載がありません。応募者番号は別途ご提示頂けると考えて宜しいですか。 | 電子入札システムにて、応募者番号を記載した、資格確認結果通知書を再度送付します。 |
| 2 | 様式集 | 31 | I-1 | | | | | 入札書 | 記載のある入札代理人とは代表者の代わりに「実際に入札書を提出する者」と考えて宜しいですか。また、その場合は委任状は必要でしょうか。委任状が必要な場合は任意書式でよろしいですか。 | 電子入札システムにより入札を行う場合は、入札書の提出の必要はありません。代理人欄は不要ですので、様式集修正版を参照下さい。 |
| 3 | 様式集 | 45 | IV-6-1 | | | | | 計画検討書 | 物質収支計算書及び熱収支計算書について、セル内に数式を残した電子データを提出するとありますが、本データは設計機密情報である為、複製、改変ができないよう保護を掛けさせていただきますがよろしいでしょうか。 | 物質収支計算及び熱収支計算は科学的な基礎計算に基づくものであるため、計算式自体に機密情報があるとは考えていません。機密情報に値するようなものがある場合は、保護をかけていただいても問題ありませんが、計算式等は確認ができるようにしてください。 |
| 4 | 様式集 | | IV-1 | | | | | 入札価格内訳書 | 内訳書が建設期間の各年毎に金額を入れる形となっております。各年毎の金額は、入札説明書P35に記載された出来高予定額に準じた金額を記載するのでしょうか。それとも準じずに工事の進捗予定に併せて記入してしまっても構いませんか。 | 出来高予定額に準じてください。 |

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 基本協定書(案)に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 条 | 項 | 号 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|----------|---|---|---|-----|---|---------|---|--|
| 1 | 基本協定書(案) | 1 | 3 | 3 | (1) | | SPCの資本金 | 資本金を1億円以上とされた理由、根拠を教示下さい。 | 運営・維持管理期間中の安定的な事業運営のために当局が必要と判断した金額となります。 |
| 2 | 基本協定書(案) | 3 | 5 | 2 | | | 特定事業契約 | 落札者のいずれかが、暴排法違反を起こした場合、談合をした場合については、入札金額の10分の1の違約金が発生し、それを落札者が共同連帯する規定となっております。このような違約金が発生した場合について、共同連帯ではなく、違反当事者に対して直接違約金を請求するよう記載を変更頂くことはできないでしょうか？ 特に暴力団排除に関する違反については談合と異なり帰責者を特定しやすいため、連帯責任を外してもらう必要があると考えております。 | 原案のとおりとします。 |
| 3 | 基本協定書(案) | 4 | 9 | 2 | | | 秘密保持 | 受注者が提供する情報、書類、図面等は、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがありますので、これらの情報については名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号に定める不開示事由に該当する情報と理解してよろしいでしょうか。 | 非公開情報に該当するかは個別の判断となります。提供された情報すべてが該当するわけではありません。 具体的には、受注者が提供する情報等が、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められる場合に、名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号の非公開情報に該当します。ここで、「不利益を与えると認められる」情報とは、生産・技術上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、法人等の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるもの等をいいます。 |
| 4 | 基本協定書(案) | 5 | 9 | 2 | | | 秘密保持 | 「情報公開条例第7条第1項第2号により非公開とされるべき情報にあたりと資料するとき」とありますが、同条例第14条によれば第三者に関する情報を含む場合は意見書を出す機会を与えることができるとありますので、第7条第1項第2号により非公開とされるべきと局が思量されるか否かに拘わらず、同条例第14条に基づき意見書提出を求めている機会はあると理解いたしますが、この点ご確認をお願い致します。 | 発注者が公開・非公開の的確な判断を行うため、必要な場合には、事情聴取、意見書の提出等の機会を設けます。 |

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 事業契約書(案)に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 条 | 項 | 号 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|----------|---|---|----|----|---|-----------|--|--|
| 1 | 基本契約書(案) | 1 | | | | | 前文 | 「施設建設企業」に関して定義がとられておりませんが、燃料化施設のうち、プラント建設以外の建設を担う企業を指していると理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 2 | 基本契約書(案) | 4 | 6 | 6 | | | 特別目的会社の運営 | 貴局が別途定める様式及び内容の株式担保権設定契約書を入札前に事前確認したく、様式を公表頂けないでしょうか。 | 今後の検討によるものであり、事前の公表はできかねます。 |
| 3 | 基本契約書(案) | 4 | 6 | 6 | | | 特別目的会社の運営 | 特別目的会社は、手続きの簡略化及び発行費用を抑制したい目的で、株券不発行会社でも宜しいでしょうか。 | 差し支えありません。 |
| 4 | 基本契約書(案) | 4 | 6 | 7 | 本文 | | 特別目的会社の運営 | 本項各号についての局の承認は、不承諾とされるのは合理的な理由がある場合と理解して宜しいでしょうか。 | 合理的な理由がある場合のみ当局は承諾します。 |
| 5 | 基本契約書(案) | 4 | 6 | 9 | 本文 | | 特別目的会社の運営 | 本項に基づき、特別目的会社の経営計画につき、局のご要望で修正する場合は、これにより特別目的会社の資金繰りの困難等が生じた場合は、構成員は第6条第2項第7号の特別目的会社への追加等により支援を行うことはできない場合もあると思います。本項に基づく事業計画の修正要望は、合理的なものに限り、また特別目的会社及び構成員との協議の上、採用させていただくかを決める必要があると思いますが、それで宜しいでしょうか？ | 本項に基づく事業計画の修正要望は、不合理になされることは想定されておらず、修正要望がなされる場合には、それがなされる合理的な理由がある前提であります。従って、修正要望には従ってください。ただし、SPCが、局の修正要望が不合理であると考えた場合において、局の修正要望が不合理であり、これに従うべきでないとしてSPCが考える具体的な理由について市が満足する説明をし、局がこれを認めたときは、この限りではありません。 |
| 6 | 基本契約書(案) | 4 | 6 | 9 | | | 特別目的会社の運営 | 毎事業年度の2月末日までに、翌事業年度の経営計画を貴局へ提出とありますが、経営計画とはどのような内容までを提出するのか具体的にお示し頂けないでしょうか。 | 財務及び会計に関するものに限ることが可能ですが、事業者提案で経営計画の内容を提案される場合は、それも含まれます。 |
| 7 | 基本契約書(案) | 4 | 6 | 9 | | | 特別目的会社の運営 | 運営開始期間は別紙2のとおり、平成32年10月からであり、契約締結日から平成32年9月30日までは運営・維持管理委託業務期間外と思量します。当該期間は運営・維持管理業務も無いことから、契約締結日から平成32年9月30日までに係る経営計画等の提出は不要との理解で宜しいでしょうか。 | ご提出いただけます。ボイラータービン技術者、電気技術者などの有資格者その他の人員を確保し、業務実施体制を整えることが求められているほか(運営・維持管理契約第11条)、試運転等への協力(運営・維持管理契約第6条3項)その他開業準備を運営・維持管理期間が開始される前から行うことが求められております。そうしたことに対応することと相まって、基本契約が求める資本金額への増資のタイミングなど経営計画、財務基盤状況、収支状況など確認が必要な事項があると考えています。 |
| 8 | 基本契約書(案) | 4 | 6 | 10 | | | 特別目的会社の運営 | 特別目的会社が提出した事業報告書等の提出書類に公表については、事前に特別目的会社へ通知の上、公表されるとの理解で宜しいでしょうか。公表された書類について、一般から問合せがあった場合は、貴局にて全て対応されるとの理解で宜しいでしょうか。 | 特別目的会社が提出した事業報告書等の提出書類に公表については、事前に特別目的会社へ通知の上、公表します。公表された書類について、一般から問合せがあった場合は、当局にて対応しますが、必要な協力をしていただきます。 |

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 事業契約書(案)に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 条 | 項 | 号 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|--------------|----|---------------|----|-------------------|---|-----------|---|--|
| 9 | 基本契約書(案) | 4 | 6 | 10 | | | 特別目的会社の運営 | 運営開始期間は別紙2のとおり、平成32年10月からであり、契約締結日から平成32年9月30日までは運営・維持管理委託業務期間外と見做します。当該期間は運営・維持管理業務も無いことから、契約締結日から平成32年9月30日までに係る事業報告や監査報告書等の当該書類は提出不要との理解で宜しいでしょうか。 | ご提出いただきます。ボイラータービン技術者、電気技術者などの有資格者その他の人員を確保し、業務実施体制を整えることが求められているほか(運営・維持管理契約第11条)、試運転等への協力(運営・維持管理契約第6条3項)その他開業準備を運営・維持管理期間が開始される前から行うことが求められております。そうしたことに対応することと相まって、基本契約が求める資本金額への増資のタイミングなど経営計画、財務基盤状況、収支状況など確認が必要な事項があると考えています。 |
| 10 | 基本契約書(案) | 5 | 7 | 3 | (1) (2) (3) | | 特定事業契約 | 基本協定第5条2項の記載と異なり、独占禁止法等の違反行為が本事業の入札手続きに限定されておりませんが、本条の適用も基本協定同様本事業の入札手続きに限定されているという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。基本契約書(案)修正版を参照ください。 |
| 11 | 基本契約書(案) | 5 | 7 | 3 | (4) | | 特定事業契約 | 本号において「締結している本基本契約以外の特定事業契約が局より解除された場合」とあるのは、「前三号の事象を原因として」解除された場合と理解してよろしいでしょうか。 | 「局より解除」ですので、事業者が解除事由に該当した場合全てを含みます。 |
| 12 | 基本契約書(案) | 5 | 7 13 15 | 4 | | | 特定事業契約 | 7条4項では、暴力団排除条例違反に関して、当該違反の当事者のみが違約金を負うものとされていますが、一方で13条では賠償義務について連帯して責任を負うものとされています。 また、暴力団排除に関する違反については談合と異なり帰責者を特定しやすいと考えております。 以上より、7条4項については、事業者は連帯して損害賠償責任を負うことはないという理解でよろしいでしょうか。 | 暴力団排除条例違反に関して、当該違反の当事者のみが違約金を負うものとしますが、それを超過する損害賠償があるときは、事業者の連帯責任とします。 基本契約書(案)修正版を参照ください。 |
| 13 | 基本契約書(案) | 10 | 16 | 4 | | | 秘密保持等 | 受注者が提供する情報、書類、図面等は、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがありますので、これらの情報については名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号に定める不開示事由に該当する情報と理解してよろしいでしょうか。 | 非公開情報に該当するかは個別の判断となります。提供された情報すべてが該当するわけではありません。 具体的には、受注者が提供する情報等が、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められる場合に、名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号の非公開情報に該当します。ここで、「不利益を与えると認められる」情報とは、生産・技術上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、法人等の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるもの等をいいます。 |
| 14 | 建設工事請負契約書(案) | | 1 | 1 | | | 総則 | 基本契約、本条項、要求水準書等、事業者提案の優先順位ですが、要求水準書等に含まれる入札説明書等の質問および回答並びに対話結果は、特定事業契約を構成する各契約の齟齬等に関する当事者間の合意事項となりますので、入札説明書等の質問および回答並びに対話結果を最優先に解釈することとしていただけないでしょうか。 | 入札説明書等の質問および回答並びに対話結果は契約を構成しますので、これに反する規定が契約書に無い限り有効となります。また、入札説明書等の質問および回答並びに対話結果を踏まえて契約書案は必要に応じて修正されたうえで、締結されるにいたします。従って原案のとおりとします。 |

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 事業契約書(案)に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 条 | 項 | 号 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|--------------|---|----|----|-----|---|-----------------|---|--|
| 15 | 建設工事請負契約書(案) | | 1 | 13 | | | 総則 | 受注者は、特に現地の地盤条件などにつきましては貴局にて調査および開示頂いたデータを基に入札準備の設計をおこないます。利用しうる全てのデータについて熟知義務を負うことは受注者にとって負担しえないリスクとなりますので、要求水準書等に記載のデータ以外については義務を負わないという理解でよろしいでしょうか。 | 工事請負契約条項第1条第13項に記載のとおりとなります。つまり、契約締結にあたっては、要求水準書等に記載の情報及びデータに加え、契約締結時に利用しうるすべての情報及びデータを十分に検討していただく必要があります。 |
| 16 | 建設工事請負契約書(案) | | 17 | 5 | | | 条件変更等 | 本条第1項の各号に記載の事由により条件変更がなされた場合については、発注者の責めに帰すべきことが明らかでない場合は受注者は損害賠償、費用負担が受けられないことになっておりますが、公共工事標準請負契約約款の第18条第5項と同様に、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者の責めに帰すべき事象を除き、貴局にて必要な費用を負担することとしていただけたとの理解でよろしいでしょうか。 | 発注者の責に帰すべきことが明らかな場合のみ、発注者が負担します。 |
| 17 | 建設工事請負契約書(案) | | 18 | 3 | | | 設計図書の変更 | 前条と同様、発注者の責めに帰すべきことが明らかでない場合は受注者は損害賠償、費用負担が受けられないことになっておりますが、公共工事標準請負契約約款の第18条第5項と同様に、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者の責めに帰すべき事象を除き、貴局にて必要な費用を負担することとしていただけたとの理解でよろしいでしょうか。 | 発注者の責に帰すべきことが明らかな場合のみ、発注者が負担します。 |
| 18 | 建設工事請負契約書(案) | | 23 | | | | 請負代金額の変更等 | 本項では設計金額の変更に従って請負代金額が変更されることになっておりますが、本条における設計金額とは何を指すか詳細についてご教示いただけるようお願いいたします。 | 設計金額とは、本事業の建設工事に係る当局の積算金額となります。ただし、当該金額が請負代金額よりも安い場合は、請負代金額自体が設計金額となります。 |
| 19 | 建設工事請負契約書(案) | | 41 | 2 | | | 履行遅滞の場合における損害金等 | 本項では、受注者の履行遅滞の場合における遅延損害金が定められておりますが、発注者に生じた損害額が当該遅延損害金を上回る場合は当該損害についても賠償しなければならない実損賠償の規定となっており、受注者にとって過大なリスクであると思料致します。つきましては、公共工事標準請負契約約款と同様に受注者の履行遅滞による損害賠償額は遅延損害金のみとしていただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 20 | 建設工事請負契約書(案) | | 42 | 1 | (8) | | 発注者の解除権 | 本項第8号の記載によれば、受注者が本契約に違反したことを以て、貴局には解除権および請負代金額の10%の違約金の請求権が発生することとされておりますが、「その他この契約に定めた条件に違反したとき」とは第44条第1項第3号の場合のように、受注者が重大な違反をしたことによって、履行が不可能となったとき、という理解で宜しいでしょうか。 | 1号乃至7号の2までと実質的に同程度の違反のみならず、履行が不可能になったときに限りませんが、個別の軽微な違反の場合に、局がこの契約を解除し、違約金の請求をすることは想定していません。 |

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 事業契約書(案)に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 条 | 項 | 号 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|-----------------|---|------|---|-----|---|----------------|--|---|
| 21 | 建設工事請負契約書(案) | | 50 | | | | 仲裁 | 本条では、紛争解決は審査会のあつせんまたは調停が決裂した場合、仲裁によって解決するものとされておりますが、一方本契約第1条第12項では、専属合意管轄は名古屋地方裁判所とされております。本事業は長期に渡るため、運営業務と設計建設業務のどちらに起因するか明確でない事項について紛争が起きた場合、審査会による紛争解決は難しいと思料致します。つきましては、本契約は他の契約書をふくめ一体の契約となっているため、他の契約との整合性という点から考えても本契約に係る紛争解決は名古屋地方裁判所のみとしていただけないでしょうか。 | 建設工事紛争審査会に対するあつせん・調停・仲裁の申立ては、専門家により迅速かつ簡易に紛争を処理するために建設業法上設けられた紛争解決手段であるため、当該手段を制限することは適当ではないと考えています。なお、工事請負契約条項第49条及び第50条は、運営・維持管理契約に関する紛争について名古屋地方裁判所へ訴訟提起することを妨げるものではありません。 |
| 22 | 建設工事請負契約書(案) | | 31の2 | 2 | | | 運営維持管理の準備と性能保証 | 本項の記載によれば、受注者(建設IV)は運営維持管理を務めるSPCの業務履行を保証する義務を負っておりますが、受注者は引渡の確認検査および性能保証試験の合格を以て、工事目的物に関する責任を瑕疵担保責任以外全て果たしたものと思料致します。 また、構成員は既に基本契約第6条2項において、SPCの支援義務を負っておりますことから、設計・建設企業が個別にSPCの履行保証を負う旨の記載は削除いただけるようお願いいたします。 | 原案のとおりとします。 本事業では、工事施工業者が、要求水準書に定める性能が事業期間にわたり発揮されるよう施設運営管理を支援することが必須であると位置付けております。 |
| 23 | 建設工事請負契約書(案) | | 第23条 | | | | 請負代金金額の変更方法等 | 本事業は高度技術提案型ですが、請負者の設計事由によらない理由による変更は請負金額を変更して頂けると理解して宜しいでしょうか。例えば、同時期に施工される別途工事に起因する追加工事や試運転期間の延長などを想定しています。 | ご質問の趣旨が判然とせず、ご想定の場合は、本項の適用が想定されているところとは異なるように見受けられますが、いずれにしても、市の発注する別途工事に起因する増加費用その他発注者の責に帰すべき増加費用など、工事請負契約の他の規定の定めるところに従って発注者が負担すべき費用については、発注者がその定めに従って負担します。 |
| 24 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 3 | 1 | 1 | | | 総則 | 基本契約、本項、要求水準書等、事業者提案の優先順位ですが、要求水準書等に含まれる入札説明書等の質問および回答並びに対話結果は、特定事業契約を構成する各契約の齟齬等に関する当事者間の合意事項となりますので、入札説明書等の質問および回答並びに対話結果を最優先に解釈することとさせていただけないでしょうか。 | 入札説明書等の質問および回答並びに対話結果は契約を構成しますので、これに反する規定が契約書に無い限り有効となります。また、入札説明書等の質問および回答並びに対話結果を踏まえて契約書案は必要に応じて修正されたうえで、締結されるにいたします。従って原案のとおりとします。 |
| 25 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 4 | 4 | 1 | (4) | | 契約の保証 | 「契約と同時に契約の保証を求められておりますが、本契約の実質的な履行保証期間は、入札説明書等で記載されている平成32年10月1日から平成52年9月30日の期間との解釈でよろしいでしょうか。 | 履行保証期間は、運営・維持管理契約締結日から平成52年9月30日までとします。 |

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 事業契約書(案)に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 条 | 項 | 号 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|-----------------|---|---|---|-----|---|-------|--|---|
| 26 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 4 | 4 | 1 | (4) | | 契約の保証 | 「履行保証期間が平成32年10月1日からの場合、運営・維持管理委託契約締結後から、運営・維持管理開始まで、約3年9か月の空白期間が生じます。この期間、社会情勢の変化に伴い物価変動に伴う対価改定や保険の料率の変更されることが想定されます。従って、履行保証保険契約締結した書面の写しを貴局へ提出する書面は、運営開始直前(平成32年9月末)とし、その直近の保険料率及び保証額とした保険内容で提出させて頂けないでしょうか。 | 履行保証保険契約に係る証券を事業契約締結の際に提出していただきます。 |
| 27 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 4 | 4 | 2 | | | 契約の保証 | 「事業者は、運営・維持管理委託契約に係る契約保証金として、運営・維持管理委託契約に係る契約金額を20で除した額の100分の10以上の金額を納付」とあります。「20で除した額」とのことから、履行保証期間は、運営・維持管理業務を開始する平成32年10月1日から平成52年9月30日の期間であり、運営・維持管理委託契約を締結する平成29年1月から平成32年9月30日まで業務が生じない期間での、履行保証保険契約の付保は不要との理解で宜しいでしょうか。 | 「20で除した額」は、契約保証金の額の根拠を示したものであり、期間を示したものではありません。そのため、履行保証期間は、特定事業契約締結の日から平成52年9月までとします。 |
| 28 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 4 | 4 | 2 | | | 契約の保証 | 「事業者は、運営・維持管理委託契約に係る契約保証金として、運営・維持管理委託契約に係る契約金額を20で除した額の100分の10以上の金額を納付」とあります。履行保証保険契約を締結する場合、年間毎に、履行保証保険を更新し、保険証券を提出するとの理解で宜しいでしょうか。 | 提出される保険証券の確認を実際に行ったうえで、将来的な対応の方針を含みおいた判断となりますが、ご質問の対応も許容され得ます。運営・維持管理委託契約書(案)修正版を参照ください。 |
| 29 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 4 | 5 | 3 | | | 業務遂行 | 「自己の費用により書類の作成等の必要な協力」とありますが、作成及び協力の範囲とは、運営・維持管理企業が実施した既存作業内容・保有データの一部を貴局向けに作成するもので、本書類作成に伴う新たな点検などの確認作業の追加は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。書類作成に必要な追加作業が生じた場合は、その作業費用を請求できるとの理解でよろしいでしょうか。 | 現状の許認可申請や国の交付金制度(ストックマネジメント支援制度等)による国の交付金申請に必要な、運営・維持管理企業が実施した既存作業内容・保有データの一部を当局向けに作成するもの以外の新たな点検などの確認作業追加は、「自己の費用により書類の作成等の必要な協力」に含まれますが、当該交付金制度が今後大きく変更された場合は、運営・維持管理委託契約書第31条等の定めに従い、局と事業者で協議により決定します。 |
| 30 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 5 | 5 | 6 | | | 業務遂行 | 貴局が住民協定等を締結する場合がありますが、締結の予定時期が決定しておりましたらお示し下さい。また、本協定の内容は、協定の内容を十分理解、遵守する必要があるため、必要運営・維持管理委託契約締結後に事業者へ開示して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 | 現時点において、住民協定等の締結の予定等について提示できかねますが、締結した場合、運営・維持管理に必要な内容について提示いたします。 |
| 31 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 5 | 5 | 6 | | | 業務遂行 | 受注者は、現時点で存在しない住民協定等については内容がわからないため、本事業開始後に局が締結する住民協定等で本事業に関係するものがある場合は事前に受注者を含めた協議をしていただけるとの理解ですが、それで宜しいでしょうか？ | 発注者はそのような協議義務を負いませんが、事前に通知し、受注者の意見を聴きます。 |

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 事業契約書(案)に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 条 | 項 | 号 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|-----------------|---|---|---|-----|---|--------|---|--|
| 32 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 5 | 5 | 6 | | | 業務遂行 | 本項では、住民からの苦情等への対応は受注者が実施することとなっておりますが、一方要求水準書 p.44『3.3.2運営維持管理に関する要求水準 (9)その他対応業務 4)住民対応』では、周辺住民からの苦情等への対応は貴局にてご担当頂き、事業者はこれに協力することとされております。以上より、本項についても、要求水準書に従って、住民対応は貴局にてご対応いただけるものと理解して宜しいでしょうか。 | 本事業そのものにかかわるような苦情等への対応は局で行います。これ以外の苦情等への対応は受注者の責任において実施してください。 |
| 33 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 6 | 6 | 1 | (4) | | 本業務の範囲 | 「なお、次項の定めにかかわらず」とありますが、ここで「次項」は第6条第2項を指しますでしょうか？ その場合、意味がつかないように思われるため、ご検討いただけませんか？ | 「次項」を「次号」とし、契約書において修正します。 |
| 34 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 6 | 6 | 3 | | | 本業務の範囲 | 試運転中において、必要な協力を行う場合は、契約締結者先である貴局からの指示の下で実施するとの理解で宜しいでしょうか。 | 建設企業からの指示の下で実施してください。発注者は具体的な指示をすることは想定しておりません。運営・維持管理委託契約書(案)の修正版を参照ください。 |
| 35 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 6 | 8 | 2 | | | 第三者の使用 | 運営・維持管理企業に申請していない構成員が、SPCより業務を発注する場合は、事前に貴局の承諾を得た上であれば、当該構成員は業務を受託して良いとの理解で宜しいでしょうか。 | 事前に当局の承諾を得ることにより、運営・維持管理企業に申請していない企業がSPCより業務を受託することは可能です。 |
| 36 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 7 | 9 | 1 | | | 臨機の措置 | 「危機管理マニュアルを契約締結後速やかに提出」とありますが、対象施設が建設されていない段階での提出は、具体的に記載することが難しいと思料します。また、本契約の締結日から平成32年9月30日までの期間は、運営・維持管理業務の履行期間外であるため、本マニュアルを利用する機会はないと考えます。従って、本マニュアルは、燃料化施設が完成した後、運営開始後速やかに貴局へ提出、確認を経ることに修文をお願いします。貴局からの支払い対価が発生していない段階での運営開始前に見直し作業を実施することは、事業者側に追加費用が発生することをご考慮下さい。 | 運営・維持管理期間開始前までに当局の承諾を得よう提出するものとし、具体的提出時期については協議するものとし、運営・維持管理委託契約書(案)修正版を参照ください。 |
| 37 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 7 | 9 | 3 | | | 臨機の措置 | 事業者にて消防計画を策定することとありますが、貴局への提出は不要との理解で宜しいでしょうか。消防計画は、空見スラッジリサイクルセンターで既に策定されているとの理解で宜しいでしょうか。その場合は、既往消防計画を準用又は参考とさせて頂くことは可能でしょうか。 | 事業者にて策定した消防計画を当局へ提出するものとし、既往消防計画を参考とすることは可能です。 |
| 38 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 7 | 9 | 4 | | | 臨時の措置 | 「受注者が業務委託費の範囲において負担することが適当でない」と発注者が認める部分」とありますが、これにあたっては、受注者と発注者での協議の機会をいただけたと思いますが、その理解で宜しいでしょうか？ | 発注者はそのような協議義務を負いませんが、事前に通知し、受注者の意見を聴きます。 |

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 事業契約書(案)に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 条 | 項 | 号 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|-----------------|----|----|---|-----|---|-----------|--|--|
| 39 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 8 | 11 | 2 | | | 業務遂行体制の整備 | 運営・維持管理マニュアルは、燃料化施設が完成した後、運営・維持管理開始日後に速やかに提出し、貴局の承諾を得るとの理解よろしいでしょうか。 | 運営・維持管理期間開始前までに当局の承諾を得るよう提出するものとし、具体的提出時期については協議するものとします。 |
| 40 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 9 | 14 | 1 | (2) | | 業務報告書 | 年間業務報告書の事業最終年度分の提出は、平成52年9月30日から10日以内と読み替えて宜しいでしょうか。 | 年間業務報告書の事業最終年度分の提出は、平成52年9月30日から10日以内とします。運営・維持管理委託契約書(案)修正版を参照ください。 |
| 41 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 9 | 14 | 3 | (1) | | 業務報告書 | 各業務報告書の保管期間は、年間業務報告書は20年間となっております。事業終了年次に提出した年間業務報告書の保管期限は、その20年後との解釈となり、現実的でないと思料します。第33条で貴局へ業務の引継ぎを行うため、保管期限を見直して頂きたく、いつれの書類の保管期限は、特別目的会社が解散されるまでと修文をお願いします。 | SPCを解散する場合には、運営・管理企業の事業所内で保管して頂きます。 |
| 42 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 9 | 14 | 3 | (2) | | 業務報告書 | その他の書類の期限は、契約期間の終了後5年間とありますが、事業期間も終了し、特別目的会社も解散されております。従って、保管期限は、特別目的会社が存続している期間とさせて頂けないでしょうか。 | SPCを解散する場合には、運営・管理企業の事業所内で保管して頂きます。 |
| 43 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 9 | 14 | 3 | | | 業務報告書 | 事業終了後における貴局への対応は、運営・維持管理企業の可能な範囲との理解でよろしいでしょうか。 | 契約書の規定のとおりです。 |
| 44 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 12 | 20 | 2 | | | 燃料化物の製造 | 副生成物が発生した場合は、事業者提案に定めるところに従い処理をしておりますが、運営開始後に処理業者を提案するとの理解でよろしいでしょうか。提案書提出時に記載が必要であれば、記載する様式番号、記載すべき項目をお示し下さい。 | 運営維持管理開始前までに、当局と処理業者等が契約を締結できるよう、提案するものとし、具体的な時期については、協議するものとします。なお、提示頂いた処理業者にて処分を行うか否かについては、当局との協議事項です。 |
| 45 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 12 | 20 | 2 | | | 燃料化物の製造 | 副生成物が発生した場合は、事業者提案に定めるところに従い処理をしておりますが、産業廃棄物処理基本契約は、貴局と処理業者の2者で締結して頂き、費用負担は受注者が行うとの理解で宜しいでしょうか。 | 副生成物が発生した場合の処分は、当局と処理業者等にて契約を締結しますが、費用負担は受注者が行います。運営・維持管理委託契約書の修正版をご確認ください。 |
| 46 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 12 | 22 | 2 | | | 大規模修繕・更新 | 大規模修繕計画書又は更新計画書を工事開始の前事業年度の9月末までとなっております。翌事業年度開始の半年前の提出する理由は、貴局での次年度補助申請に必要な書類を整理するためとの理解で宜しいでしょうか。 | 大規模修繕計画書又は更新計画書は、工事開始の前事業年度当初(4月末)までに提出することとします。運営・維持管理委託契約書の修正版をご確認ください。 |
| 47 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 12 | 22 | 3 | | | 大規模修繕・更新 | 「補足、修正又は変更が必要な箇所を発見した場合」とは、事業者提案で示した内容と齟齬があった場合との理解でよろしいでしょうか。 | 齟齬があった場合に限らず、補足、修正又は変更が必要な箇所を発見した場合、発注者は受注者に対し適宜指摘することができるものとします。 |

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 事業契約書(案)に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 条 | 項 | 号 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|-----------------|----|-----|---|-----|---|-------------|--|--|
| 48 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 13 | 22 | 4 | | | 大規模修繕・更新 | 発注者からの指摘で当初受注者が予定していた大規模修繕計画書又は更新計画書を修正等した場合は、それにより発生する増加費用につき合理的な業務委託費の増額をお認めいただけるかの理解ですが、その理解で宜しいでしょうか？ | 現状のストックマネジメント支援制度による国の交付金申請に必要となり、大規模修繕計画書又は更新計画書を修正等した場合、それにより発生する増加費用(交付金申請支援業務・設計等)は、事業者が負担することとなりますが、今後大幅に国の交付金制度が変更された場合の増加費用(交付金申請支援業務・設計等)の負担は、発注者と事業者で協議して決定します。また、発注者の事由により変更した場合、増加費用(交付金申請支援業務・設計等)につき合理的な業務委託費の増額は発注者が負担します。 一方、今後大幅に国の交付金制度が変更された場合で、大規模修繕及び更新の計画変更に伴い工事費が変更された場合について、当該工事費の精算については、運営・維持管理委託契約書第31条等の定めに従い、発注者と事業者で協議して決定します。発注者の事由により変更した場合は精算します。 |
| 49 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 14 | 27 | | | | 保険 | 契約期間とは、入札説明書等に記載している運営・維持管理期間の平成32年10月1日から平成52年9月30日との理解で、各種保険は契約期間の付保でよろしいでしょうか。 | 各種保険について、運営・維持管理期間の平成32年10月1日から平成52年9月30日の付保でよいものとなりますが、事業者提案によりその他の期間の保険も提案される場合は、運営・維持管理期間のみに限られません。 |
| 50 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 15 | 33 | | | | 業務の引継ぎ等 | 「受注者は、自己の費用で本業務の引継ぎ等を行わなければならない。」とされておりますが、発注者に発生する経費については、範囲外と理解して宜しいでしょうか。 | 本業務の引継ぎ等において、燃料化施設の運営・維持管理に必要な技術指導を受ける際に必要となる発注者又は発注者の指定するもの側で発生する経費については、受注者の範囲外とします。 |
| 51 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 16 | 35 | 1 | (3) | | 発注者の解除権 | 本号に基づく解除は、別紙1モニタリング実施要領及びペナルティ等に沿った手続を経た上での解除と理解しておりますが、その理解で宜しいでしょうか。 | 本号に基づく解除は、別紙1モニタリング実施要領及びペナルティ等に沿った手続を経た上での解除となります。 |
| 52 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 18 | 39 | 1 | | | 地元関係者との調整等 | 「地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。」とありますが、この場合の地元関係者についてご教示ください。 | 主に、地域住民、公官署等を想定していますが、個別具体的な判断になります。 |
| 53 | 運営・維持管理委託契約書(案) | 21 | 別紙2 | | | | 業務委託費の算定金額等 | 【入札説明書別紙1のとおり】とありますが、契約締結時は、B-1,B-3,B-4については区分毎に年度毎の支払対価の一覧表が、B-2は変動費単価(提案単価)が記載されるかの理解でしょうか。 対価空白の一覧表を提示いただけないでしょうか。 | 対価空白の一覧表は、落札者決定以降に落札者に対して示します。 |
| 54 | 運営・維持管理委託契約書(案) | | | | | | 目次の追加 | 全体の把握及び項目の索引を容易にするため、目次を追記頂けないでしょうか。 | 運営・維持管理委託契約書(案)修正版を参照ください。 |

空見スラッジリサイクルセンター下水汚泥固形燃料化事業 事業契約書(案)に係る質問回答

| No | 資料名 | 頁 | 条 | 項 | 号 | 目 | 項目名 | 質問事項 | 質問に対する回答 |
|----|--------------|---|---|---|---|---|-----|--|---|
| 55 | 燃料化物売買契約書(案) | | 1 | 2 | | | 目的 | 基本契約、本項、要求水準書等、事業者提案の優先順位ですが、要求水準書等に含まれる入札説明書等の質問および回答並びに対話結果は、特定事業契約を構成する各契約の齟齬等に関する当事者間の合意事項となりますので、入札説明書等の質問および回答並びに対話結果を最優先に解釈することとさせていただけないでしょうか。 | 入札説明書等の質問および回答並びに対話結果は契約を構成しますので、これに反する規定が契約書に無い限り有効となります。また、入札説明書等の質問および回答並びに対話結果を踏まえて契約書案は必要に応じて修正されたうえで、締結されるにいたします。従って原案のとおりとします。 |